

# 第 3 4 回 総 会 議 事 録

令和 2 年 4 月 3 0 日 開 会

令和 2 年 4 月 3 0 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

# 本日提案された議案

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 議案第2号 現況証明願いについて
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農業委員会事務の実施状況について
- その他

事務局出席者 佐々木事務局長・小倉係長・石崎主査  
開会 午後 1 時 5 3 分  
閉会 午後 3 時 1 3 分

## 第34回芦別市農業委員会総会議事録

令和2年4月30日、第34回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

### 1 出席委員

1	谷野一仁	2	水田守	3	古田和男
4		5	高橋正人	6	藪雄一
7		8	石尾豊	9	太田拓寿
10	山本英幸	11	脇島真一	12	北野俊之
13	高見明	14	山田光範	15	滝孝造
16	中住昭				

### 2 欠席委員

加藤 譲

### 3 議事録署名委員

北野俊之、高見明

事務局長 定刻前ですが皆さんお揃いになりましたので、只今から第34回芦別市農業委員会総会を開催する。

会 長 初めに、会長からご挨拶をお願いします。

事務局長 第34回の総会に出席いただきありがとうございます。

議 長 (内容省略)

事務局長 ありがとうございます。これからの進行について議長よりお願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を北野、高見両委員にお願いします。

事務局長 次に、諸般の報告をお願いします。

事務局長 加藤委員欠席との報告を受けております。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

事務局長 3月27日以降の経過について報告（内容省略）

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局長 議案の概要について説明（内容省略）

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長 議案第1号についてご説明いたします。

議 長 今月の農地法第18条第6項における解約の通知は1件です。合意解約時における農業委員会の審議については確認行為であることから、その内容について説明いたします。

(議案書に基づき、合意解約の内容を説明)

議 長 引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 本件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「現況証明願いについて」を議題とする。事務局より説明願います。

農地係長

議案第2号「現況証明願いについて」、今月は2件、5筆分の願出が出ております。1件目について説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、昨年10月30日に秋の現地調査で南地区委員と事務局2名の計10名で実施しております。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。それでは次の2件目について説明願います。

農地係長

2件目について説明いたします。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、昨年10月30日に秋の現地調査で南地区委員と事務局2名の計10名で実施しております。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

山本委員

携帯電話のアンテナがあるということだが、地目が畑で問題は無いのか。

農地係長

携帯電話のアンテナ設置は、農地転用許可不要の案件。

(その他質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。それでは次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。事務局より説明願います。

農地係長

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

今月の農地法第3条による申請は売買が1件と賃貸借が1件の計2件です。まず、1件目の売買について説明いたします。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書（資料NO. 1）のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
この件について意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次の説明をお願いします。

農地係長

2件目の賃貸借の件について説明いたします。この案件は、新規農地所有適格法人の決定を行う旨の審議を併せて行います。

（議案書に基づき、内容を説明）

なお、本件については、2月17日に農地流動化等促進委員会（北地区）、3月23日に運営部会、4月3日に法人代表者を出席させての農地流動化等促進委員会（北地区）にて聴聞・協議を経て調査等を行ってきていることを申し添えます。

申請の内容は、別添調査書（資料NO. 1）のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
この件について意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

高橋委員

水張面積は、どのくらいか。

農地係長

（面積説明）

高橋委員

米の加工販売とあるがどのようなものか。

農地係長

（内容説明）

北野委員

あっせんをして他に残っている農地はあるのか。残地の取扱いはどうなる。

農地係長

農振外農地は植林する予定で、農地は全てなくなる。

高橋委員

法人の所有面積は、令和2年はこれだけか。

農地係長

今回は初めの足掛かりで、今後、面積を増やしていく予定。

北野委員

経営主個人が、賃貸借で面積を増やした。将来的には法人へ売買で面積を切り替える考えを持ってる。

高橋委員  
北野委員

ゆくゆくは法人も認定農業者になるのだろう。

今回も賃貸借（個人で）を積極的に手を挙げている。個人経営と会社の両方を面積確保したい構想。

議長

よろしいですか。ほかに無ければ採決します。本件について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。それでは次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。事務局より説明願います。

事務局長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、利用権の設定が9件となっています。

関連がありますので、利用権の設定－1と2について説明します。

（議案書に基づき、農用地利用集積計画（案）の内容を説明）

本件につきましては、別添調査書（資料No.2）のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長  
農地係長

利用権の設定－1と2について、担当委員から説明願います。公社事業のため事務局より説明します。

（利用権の設定－1と2の調整内容について説明）

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－1について、意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

全員賛成ですので、利用権の設定－1については、原案のとおり決定しました。

続いて、利用権の設定－2について、意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

全員賛成ですので、利用権の設定－２については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－３について説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－３について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

利用権の設定－３について、担当委員から説明願います。

高見委員

(利用権の設定－３の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－３について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－３について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－３については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－４について説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－４について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

利用権の設定－４について、担当委員から説明願います。

高見委員

(利用権の設定－４の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－４について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－４について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－４については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－５について説明願います。



事務局 長

それでは、利用権の設定－５について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

高見委員  
議 長

利用権の設定－５について、担当委員から説明願います。  
(利用権の設定－５の調整内容について説明)  
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
利用権の設定－５について、意見等のある方は挙手願います。

北野委員  
高見委員

畑の借賃はいくらか。  
(金額について説明)  
(その他質問、意見なし)  
よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－５について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。  
(全委員賛成)

事務局 長

全員賛成ですので、利用権の設定－５については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－６と７について説明願います。

議 長  
藪 委 員  
議 長

関連があるので利用権の設定－６と７について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

利用権の設定－６について、担当委員から説明願います。  
(利用権の設定－６の調整内容について説明)  
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
それでは、まず利用権の設定－６について、意見等のある方は挙手願います。

北野委員  
藪 委 員

賃料を下げた理由は何か。  
前回の更新時も近隣に合わせて金額を下げてほしい旨伝えていたが、今回になって聞き入れてもらえたため。  
(その他質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－６について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。  
(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－6については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－7の説明を担当よりお願いします。

藪 委 員  
議 長

(利用権の設定－7の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－7について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－7について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－7については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－8について説明願います。

事 務 局 長

それでは、利用権の設定－8について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長  
水 田 委 員  
議 長

利用権の設定－8について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－8の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－8について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－8について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－8については、原案のとおり決定しました。

次に利用権の設定－9について説明願います。

事 務 局 長

それでは、利用権の設定－9について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－9について、担当委員から説明願います。

水田委員  
議長

(利用権の設定－9の調整内容について説明)  
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
利用権の設定－9について、意見等のある方は挙手願います。  
(質問、意見なし)  
よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－9について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。  
(全委員賛成)

農地係長  
議長

全員賛成ですので、利用権の設定－9については、原案のとおり決定しました。  
次に議案第5号「農業委員会事務の実施状況について」を議題とする。事務局より説明願います。

公表に係る概要の説明。(資料No.3、No.4、内容省略)  
この件について、質問・意見等はありませんか。  
(質問、意見なし)  
よろしいですか。それでは採決します。この件について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。  
(全委員賛成)

議長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。  
次に「その他」に入ります。はじめに、事務局から報告願います。

農地係長

- ① 令和2年春の現地調査について
- ② 下限面積(別段面積)の設定について、今年度も別段面積は設定しない
- ③ 次回、農業委員会総会は5月29日(金)午後2時から、会場は市議会第2・3委員会室の予定

議長

これらの件で質問等はありませんか。なければJAから報告をお願いします。

滝委員

組織の新年度体制確立した。  
コロナの影響から今年は個別訪問による出荷契約。  
(その他内容省略)

議長

これらの件で質問等はありませんか。なければ次に土地改良区から報告をお願いします。

中住委員

特になし

議

長

このほか全体を通して何か意見等ございませんか。

(なしの声)

以上をもって、総会を終了する。